

令和5年度沖縄県職員（主任技師（獣医師））採用選考試験募集要項

1 採用予定者数 若干名

2 勤務場所、勤務機関及び職務内容

- (1) 勤務場所 沖縄県内（離島を含む。）
- (2) 勤務機関 沖縄県環境部、保健医療部、若しくは農林水産部の本庁若しくは出先機関
- (3) 職務内容 と畜検査、狂犬病予防、繁殖育成、家畜保健衛生、病性鑑定等

3 受験資格

- (1) 昭和38年4月2日以後に生まれた者で、獣医師免許取得後14年以上の経験を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に規定する次に掲げる者は、受験できません
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 沖縄県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込方法

- (1) インターネットによる申込み（以下、電子申請という。）の場合
沖縄県ホームページから電子申請による申込が可能です。

ア 申込手順 沖縄県ホームページ (<https://www.pref.okinawa.jp/>) のトップページ下段の「採用・資格」の中の「採用・資格試験情報」の「職員採用等情報」から、「令和5年度沖縄県職員（主任技師（獣医師））の募集について」を選択し、「電子申請」を選択してください。
※ 電子申請の方法は、別途「電子申請・届出サービス」の利用方法を参照ください。

イ 注意事項

- (ア) ご使用のパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、ご注意ください。
- (イ) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行なってください。
- (ウ) 受験票は、受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票送付についてお知らせしますので、各自で受験票を印刷し、試験日に手元にご用意ください。受験票は郵送しません。

- (2) 郵送による申込みの場合

次に掲げるものをオの申込先へ簡易書留で郵送してください。

ア 受験申込書

イ 募集要項に添付されている履歴書（自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付したもの。以下「履歴書」という。）

ウ 獣医師免許証の写し

エ 84円切手を貼った封筒（受験票送付に使用しますので、表面に受験者の氏名及び受取先を記載ください。）

オ 申込先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎5階） 採用担当宛

※封筒表に朱書きで「獣医師試験申込書在中」と記載ください。

- (3) 受付期間 令和5年11月1日（水）正午から同年12月28日（木）午後5時まで

電子申請による申込みの場合は、令和5年11月1日（水）正午から同年12月28日

（木）午後5時までに申込データの受信したものに限り、また、郵送による申込みの場合は令和5年12月28日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

5 試験の日時、試験方法等

- (1) 日時 令和6年1月中旬
- (2) 試験方法 W e b 面接 (25分程度)
- (3) 留意点 試験当日は、W e b 環境をご準備ください。詳細は受験票送付時に併せてお知らせ致します。(W e b 環境の整備が困難な場合は事前にご相談ください。)

6 試験時に用意するもの

受験票 (電子申請による申込者は、各自受験票を印刷の上、手元に用意してください。郵送による申込者は、沖縄県総務部人事課から送付される受験票を用意してください。)

- 7 合格発表 県庁正門掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
令和6年1月下旬 (試験実施日から3週間以内)

8 合格発表後の取扱い

- (1) 最終合格者は、令和5年度沖縄県職員選考採用候補者名簿に登載され、採用される日は、原則として令和6年4月1日ですが、場合によっては同日前となることがあります。
- (2) 選考採用候補者名簿の有効期限は、最終合格発表の日から1年間です。採用されることを辞退する者や新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人あて通知します。
- (3) 合格発表後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

9 給与等

- (1) 令和5年度の初任給は、獣医師免許後民間等で県獣医師の職務に直接役立つ経験年数が14年あり、採用された場合は医療職給料表(2)291,900円、それ以外の場合は経験年数等を加味した額が支給されます。
- (2) 初任給調整手当 (初年度から採用10年目まで月30,000円、採用11年目は月25,000円、以後毎年5,000円ずつ減額されます。ただし、採用前に同手当の支給を受けていた期間がある場合には、その分の支給期間が短縮されます。) が支給されます。勤務公署及び職務内容によって、給料の調整額が支給されます。
- (3) 沖縄県職員の給与に関する条例 (昭和47年沖縄県条例第53号) の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当 (令和4年度実績4.40月分)、特殊勤務手当等が支給されます。
- (4) 沖縄県職員の旅費に関する条例 (昭和47年沖縄県条例第49号) の規定に基づき、赴任旅費が支給されます。

以上